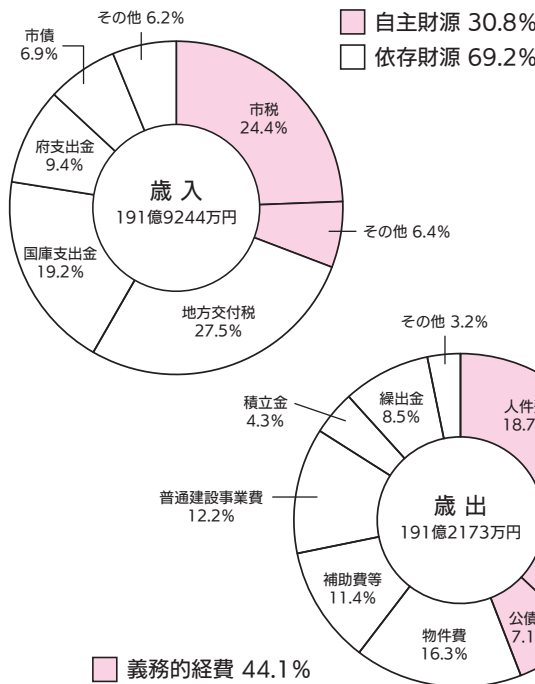


過去3番目の決算規模

施設整備を積極的に推進

市の令和4年度各会計決算案が10月10日、市議会で認定。51年連続で黒字となりました。新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響を受ける1年でしたが、コロナ後を見据えたまちづくりを展開しました。



1/里山交流研修センターをリニューアル 2/JR綾部駅北側に建設中の複合施設 3/吉美こども園の園舎改築を支援 4/総合運動公園体育館照明を全面LEDに更新 5/市道宮代豊里線の道路と踏切を拡幅



会計別決算収支の状況

| 区分 | 歳入総額 | 歳出総額 | |
|--------|-------------|-------------|------------|
| 一般会計 | 191億9,244万円 | 191億2,173万円 | |
| 特別会計 | 市立診療所等 | 3,287万円 | 3,287万円 |
| | 農林業者労働災害共済 | 314万円 | 180万円 |
| | 国民健康保険 | 34億8,648万円 | 34億8,588万円 |
| | 介護保険 | 48億428万円 | 45億9,117万円 |
| | 後期高齢者医療 | 6億5,043万円 | 6億3,722万円 |
| | 駐車場 | 1,624万円 | 1,624万円 |
| | 住宅・工業団地事業 | 3,853万円 | 3,853万円 |
| 区分 | 事業収益 | 事業費用 | |
| 公営企業会計 | 上水道事業 | 10億2,039万円 | 10億1,180万円 |
| | 下水道事業 | 16億194万円 | 17億3,480万円 |
| | 病院事業 | 66億1,385万円 | 66億4,677万円 |

5374万円で、5年連続で増加。行財政健全化の取り組みなどで、財政調整基金の取り崩しを5年連続で回避しました。財政の弾力性を示す経常収支比率は、2・9割上昇し、90・4割でした。また、財政の健全性を判断する指標は「これ以上悪化する」と危険な基準を下回り、全て安全圏。実質公債費比率は、同基準25割に対し10・4割。将来負担比率も、同基準350割に対し97・9割となっています。

特別会計も黒字決算
 特別会計7会計の総額は、歳入90億3197万円、歳出88億371万円。左表。実質収支は2億2825万円で、全て黒字または収支均衡でした。公営企業会計のうち上水道事業会計が40年連続で黒字となりました。下水道事業会計は令和元年度の公営企業会計移行から4年連続の赤字。病院事業会計も3年連続で赤字となりました。

施設整備など大型事業を推進
 歳出は、191億2173万円で、前年度比3・0割増加。普通建設事業費は、里山交流研修センターや、複合施設（あやテラス）の整備などにより、同比67・9割の大幅な増となりました。また、地方創生臨時交付金など国の財源を活用し、コロナ禍における経済対策を実施するとともに、物価高騰の影響を受けた市民、事業者を支援。コロナの感染拡大防止にも取り組み、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい社会や生活を見据えたまちづくりを推進しました。

市債（借金）残高が4年ぶり増加
 市債（借金）残高は、前年度から2609万円増の141億3083万円となり、4年ぶりに増加しました。また、基金（貯金）残高は、6億880万円増え、62億の整備などにより、同比67・9割（9億4519万円）の大幅な増となりました。また、地方創生臨時交付金など国の財源を活用し、コロナ禍における経済対策を実施するとともに、物価高騰の影響を受けた市民、事業者を支援。コロナの感染拡大防止にも取り組み、ウィズコロナ・アフターコロナの新しい社会や生活を見据えたまちづくりを推進しました。

過疎対策事業債を初活用

～財政用語の解説～

経常収支比率
 一般財源（市の歳入で使える財源）に占める福祉施策経費や人件費など義務的な経費の割合。率が高いほど、自由に使える資金が少ないことになります。

実質公債費比率
 市債（借金）の額が適正かどうかを判断する数値。一般財源に占める借金返済額の割合です。

将来負担比率
 市が将来的に負担しなければならない可能性のある、実質的な借金残高などを指標化したもの。一般会計に加え、各特別会計や第3セクターも含めた借金などを基に算出します。

合理的配慮 の具体例

合理的配慮は、障害の特性に応じて、次のようなことが考えられます。

意思疎通への配慮

- 筆談、読み上げ、手話、拡大文字、絵や図で伝えるなどのコミュニケーション手段を用いる

ありがとうございます
ございます

物理的環境への配慮

- 飲食店などで車椅子のまま着席したい人に、備え付けの椅子を片付け、車椅子で座れる空間をつくる
- 段差がある場合は簡易スロープを使う



ルール・慣行の柔軟な変更

- 多人数の中にいることが苦手な人に別室を準備する
- セルフサービスの店舗で、配膳などできないところを補う

知って始めよう 合理的配慮



車椅子2席分のスペースを新設した市議会本会議場の傍聴席。傍聴席へ向かう通路にはスロープを設置しています

出前講座をご利用ください

合理的配慮の提供による、個々の場面ごとの対応のほかに、対応に必要な研修をあらかじめ実施しておく、施設のバリアフリー化をしておくなど、気兼ねなく利用できる環境の整備に事前に取り組むことも大切です。

障害者支援課では、職員が事業者の皆さんのところへ出向いて、社会的障壁への気付きや合理的配慮等について話す出前講座を行っています。合理的配慮は、障害のある人もいる「私たち」の社会にとって、私たちの困りごとを軽減し暮らしやすい社会



にしていくための大切な取り組みです。気軽にご利用ください。

障害者支援課
中田 達也

封筒への点字 表記が助かります

INTERVIEW



山下 久樹さん（鍛冶屋町）
視覚障害（全盲）

市から委嘱される障害者相談員として、主に小・中学校に出向き、児童や生徒に見えない世界を体感してもらったり、日常生活上の工夫などを紹介したりしています。視覚障害といっても、私のように「見えない」人ばかりではありません。「見えにくい」「視野が狭い」など、人によって見え方の困難はさまざまです。私が助かるのは、送られてくる封筒への点字表記です。ほかの郵便物と区別がつくので、自分で書類を分類して整理することができるようになります。

障害があることで感じる生活上の不便さや社会での困りごとがあります。そうしたことを軽減するために、合理的配慮が必要なのではないでしょうか。

改正後

| 障害者差別解消法 | 行政機関 | 事業者 |
|------------|------|---------|
| 不当な差別的取り扱い | 禁止 | 禁止 |
| 合理的配慮の提供 | 義務 | 努力義務→義務 |

※不当な差別的取り扱いとは…
正当な理由なく障害を理由にサービス等の提供を拒否する、または、サービス等の提供に当たって付き添いの同行を求めるといった条件を付けるなど

合理的配慮という言葉を知っていますか。障害者差別解消法の改正により、来年4月からは行政機関だけでなく、店舗などの事業者にも障害のある人への合理的配慮が義務化されます。誰もが暮らしやすい社会に向けて、それぞれの立場で考え、行動しましょう。

社会的障壁を取り除く配慮

障害のある人にとって利用しにくい施設や制度、障害のある人への偏見などを社会的障壁といいます。合理的配慮とは、障害のある人から、こうした社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示があったときに、事業者が負担が重過ぎない範囲で行う工夫や対応のことです。平成28年に施行された「障害者差別解消法（障害を理由

合理的配慮に建設的対話が不可欠

合理的配慮の提供には、障害のある人と事業者、双方が対話を重ね共に解決策を考えることが重要です。障害のある人は、自身がどんなことで困難にぶつかっているか、どうしてほしいかを説明し、これに対して事業者側はできることを提案します。申し出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いの情報や意見を伝え合い建設的な対話に努めることで、代わりの手段を見つけていくことができます。

とする差別の解消の推進に関する法律」で、行政機関や事業者に対し不当な差別的取り扱い（※）を禁止し、合理的配慮を求められています。

そして令和3年、それまで努力義務とされていた、事業者による合理的配慮の提供を義務付ける改正法が成立しました。この新しい改正法が令和6年4月1日に施行されます。